

平成27年3月31日  
生企第1854号  
警察本部長

## 警備業関係事務取扱要領

### (概要)

本通達は、警備業関係事務の適正な取扱いを図るため、警備業法（昭和47年法律第117号）、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年埼玉県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、警備業関係事務の取扱いに関し、

- 認定申請等の各種届出に対する事務処理要領
- 講習及び検定等の実施要領
- 行政処分の実施要領及び公表の手続

等について定めている。